

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 27 年度第 2 四半期）**  
**デリバティブ関係(為替系)**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	25 年度(あ)第 188 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害の賠償を求める。</li> <li>・当社は、一部の商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあるものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社に為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担となっている。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスクについて、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年2月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・その後、本件紛争について、あっせんを行うのに適当ではない事実が認められたことから、あっせん委員会は平成 27 年7月3日付けであっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	26 年度(あ)第 168 号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害の賠償を求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁することが可能であったため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、融資実行の条件として本件契約を勧誘されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担となっている。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分に理解できないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行担当者が、融資実行の条件として本件契約を勧誘した事実はない。</li> <li>・また、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 27 年4月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 27 年7月7日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

<p>事案番号</p>	<p>26年度(あ)第179号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害の賠償を求める。</li> <li>・当社は、商材を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需は存在するが、仕入価格は商材の需給関係等により変動するものであることから、当社に本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担となっている。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約について十分な説明を受けておらず、本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分に理解できないまま本件契約の</li> </ul>

	締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 27 年5月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 27 年7月 15 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第190号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害の賠償を求める。</li> <li>・当社は、商品を国内又は海外から円建て又はドル建てで仕入れ、国内又は海外において円建て又はドル建てで販売している。</li> <li>・外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額及び当社が既に他の金融機関との間で締結していた為替デリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の業況等を勘案すると、ヘッジ比率及び本件契約の契約期間の検証が十分でなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 27 年6月 8</li> </ul>

	<p>日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率の検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間は長期に過ぎることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 27 年8月 21 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

事案番号	26年度(あ)第196号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害の賠償を求める。</li> <li>・当社は、一部の商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額及び当社が既に他の金融機関との間で締結していた為替デリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・また、本件契約は、契約締結日から一定期間経過後に受渡開始日が設定されているが、これは当社の意向とはかけ離れた内容であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・本件契約は、A社の意向に沿った条件で締結に至ったものである。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 27 年6月 8 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 27 年9月 10 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

以上